富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立 支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。
 - (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
 - (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
 - (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
 - (4)地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
 - (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
 - (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
 - (7) 障害者虐待の防止等に関すること
 - (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 福祉・保健事業等の関係者
 - (3) 障害者施設の代表者
 - (4) 障害者関係団体の代表者
 - (5)教育・雇用機関の代表者
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

- 第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。
- 2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。
- 3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野(発達障害、就労等)の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

- 第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。 附則
 - この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
 - この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附則
 - この要綱は、平成25年12月1日から施行する。
- 平成26年2月1日からの委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附則

- この要綱は、平成26年1月1日から施行する。 附則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。